

9月10日は「下水道の日」

「第31回下水道推進標語大臣賞」

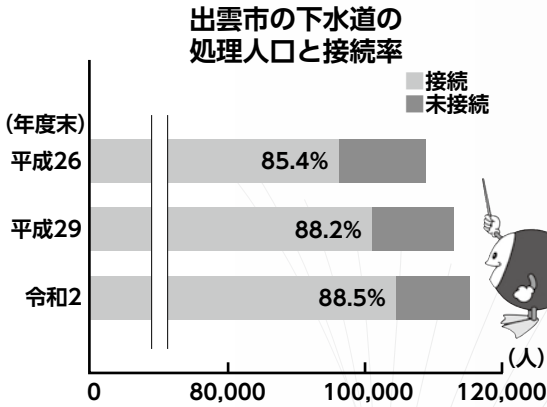
下水道 きれいな水を

みらいまで

下水道への接続をお願いします

公共下水道や農業・漁業集落排水施設などが整備され、利用できるようになった区域の人のうち、おおむね9割が接続を終えています(グラフ)。一方で、まだ約5,400世帯が下水道へ接続されていません。

家庭から出る生活排水をそのまま流すことは、河川や湖、海の水質汚染の原因となります。また、近所の排水路の悪臭の原因になり、生活環境を悪化させます。



下水道が整備されたら、1日も早く下水道への接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

◆下水道への接続工事は、市が指定している工事店へ依頼してください。

下水道は正しく使しましょう

下水道への異物の流入によるマンホールポンプの故障や、油による下水道管の詰まりが発生しています。故障や詰まりが発生すると、汚水が流れなくなりします。

◆台所では・・・

油や野菜くず、残飯を流さないでください。

また、残った油は、キッチンペーパーなどでふき取り、燃えるごみに出してください。

◆トイレでは・・・

流すことができるのは、トイレレットペーパーだけです。ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、ペット用トイレ



砂などは水に溶けないため、絶対に流さないでください。「トイレに流せ」表示がある製品でも水に溶けにくいものがあるため、大量に流さないでください。

◆マンホールや公共ますに異常があったら・・・

市では、下水道施設の維持管理に努めています。マンホールや公共ますが壊れているなど異常を発見された場合は、市への連絡をお願いします。

浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽は、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、生活環境を悪くする原因になってしまいます。

浄化槽は、浄化槽法に基づいて、定期的な保守点検と清掃、そして年1回の定期検査を受検することが義務づけられています。



個人で設置された合併処理浄化槽には補助金制度があります

合併処理浄化槽を適正に維持管理された場合に補助金を交付します。

◆交付する期間

浄化槽を設置された翌年度から、下水道が供用開始されるまでの間

◆補助金の交付要件

前年度に法定検査を受検し、当年度に保守点検と清掃を行うこと

◆補助金額

1基あたり年間
1万5千円を限度

下水道についてのおたずね

- 下水道管理課 ☎21-2225※
- 下水道建設課 ☎21-2227※

※夜間・休日の緊急時は、
上下水道局当直(☎21-3511)に
連絡してください。

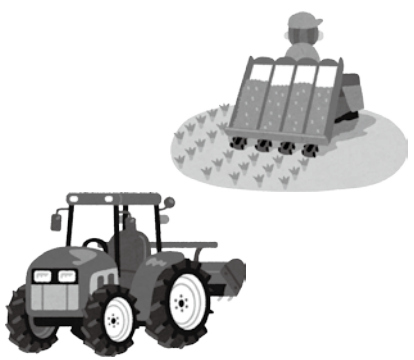
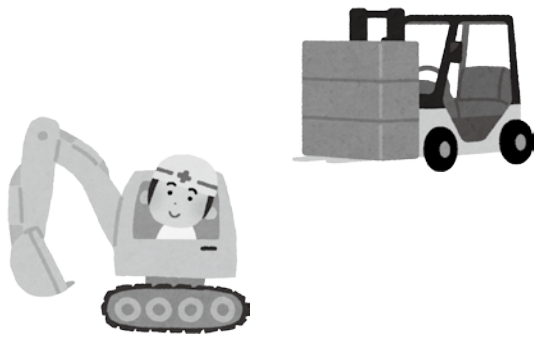
- 東部上下水道事務所 ☎63-5554
- 西部上下水道事務所 ☎43-1211



小型特殊自動車は 軽自動車税(種別割)が課税されます

道路を走行しない小型特殊自動車についても軽自動車税(種別割)が課税されます。

下表に該当する車両をお持ちの方(個人・法人)は道路の走行有無に関わらず、市に申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

区分	小型特殊自動車(農耕作業用)	小型特殊自動車(その他のもの)
大きさ	制限なし	長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車(コンバイン) ・乗用田植機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショベルローダ(ミニバックホウ含む) ・ロードローラ ・フォークリフト ・ホイールキャリア など 
年税額	2,400円	5,900円

※「農耕作業用」は、最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車となります。

※「その他のもの」は、大きさ(長さ・幅・高さ)、最高速度の要件を一つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

申告受付場所

市民税課または各行政センター市民サービス課

申告手続きに必要なもの

- ・軽自動車税(種別割)申告書(受付窓口にあります)
- ・車名(メーカー名)、型式、車台番号(農耕作業用は製造番号)等がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書(申告書に記載欄があります)

軽自動車税(種別割)は4月1日時点の車両の所有者に1年分の税金が課税されます。4月2日以降に廃車等の手続きをされた場合でも、月割で税金が還付されることはありません。

おたずね/市民税課 ☎21-6703